

岐阜県産業技術総合センター化学薬品取扱要領

第1 趣旨

岐阜県産業技術総合センター（以下「産総センター」という。）における化学薬品の管理に関しては、岐阜県産業技術総合センター化学薬品管理規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 定義

本要領に用いる用語の定義は、規程第2条の各号に定めるところによる。

第3 適用

この要領は、産総センター職員のうち、産総センターに化学薬品を持ち込む者及び持ち込んだ化学薬品を取扱う者（以下「取扱者」という。）に適用する。

第4 購入、譲受、持込上の注意事項

- (1) 化学薬品を購入（譲受を含む、以下同じ。）する際は、事前にその危険性や有害性を確認すること。
- (2) 購入する化学薬品の種類及び量は、必要最小限にとどめること。
- (3) 別表第1に掲げる、取扱に際し国等の許可が必要な物質を含む化学薬品（以下「許可薬品」という。）を購入する取扱者は、あらかじめ監督官庁へ免許交付申請等を行い、取扱免許証の交付等を受け、化学薬品（許可薬品）持込・使用届出書（様式第1）により、所長の許可を受けること。
- (4) 産総センターに化学薬品を持込む際は、容器又は包装へのラベルの表示を確認し、購入先から最新のSDSを受け取ること。SDSの入手方法は文書の手交以外に、ウェブサイトからの参照も可能とする。
- (5) 化学薬品のSDSがない場合には主たる成分のSDS、或いは類似物質のSDSとすること。
- (6) 持込んだ化学薬品は、取扱者が速やかに保管場所に移動し、試薬管理システムに登録して、入手したSDSを指定のファイルに保存すること。
- (7) 許可薬品の受取及び持込は、免許保有者を含む複数人で行うこと。

第5 持出上の注意事項

- (1) 取扱者が産総センター外へ化学薬品を持出し、使用、譲渡、提供するときは、化学薬品持出届出書（様式第2）により、所長の許可を受けること。
- (2) 許可薬品の産総センター外への持出は禁止する。

- (3) 持出す化学物質の容器等に表示するラベル及び添付する SDS は、取扱責任者を通じて管理者が確認すること。
- (4) 化学薬品を持出したときは、化学薬品持出実績報告書（様式第3）により報告すること。

第6 リスクアセスメントの実施

- (1) 取扱者は、労働安全衛生法施行令別表9及び別表第3第1号に規定される化学薬品を含むもののうち、以下に該当するときは、使用前にその使用場所や使用目的に準じてリスクアセスメントを実施し、必要な保護措置を講じる。
 - 1) 購入又は使用実績がなく、リスクアセスメントが実施されていない
 - 2) 購入又は使用実績があるが、リスクアセスメントが実施されていない
 - 3) 購入又は使用実績があるが、SDSが更新され、内容が変わっている
 - 4) 購入又は使用実績があるが、使用目的又は使用方法・手順が従前と異なっている
 - 5) 購入又は使用実績があるが、使用場所が従前と異なっている
 - 6) 新たに合成し、製造した物質（中間体及び副生成物を含む）が、リスクアセスメントを実施しなければならない化学薬品の対象となる
- (2) 以下に該当するものはリスクアセスメント実施の対象外とする。
 - 1) 含有量が、国が定めた据切値未満のもの
 - 2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
 - 3) 農薬取締法に定められている農薬
 - 4) 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならないもの
 - 5) 表示対象物が密封された状態で取り扱われるもの
 - 6) 一般消費者のもとに提供される段階の食品
 - 7) 家庭用品品質表示法に基づく表示がなされているもの、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入されたもの
- (3) これまでに購入又は使用実績があり、リスクアセスメントが実施され、保護措置が講じられている化学薬品については、従前のおりとする。
- (4) 取扱者は、新たにリスクマネジメントを実施し保護措置を講じたときは、リスクマネジメント結果を、取扱責任者を通じ、管理者に報告する。
- (5) 管理者は、リスクアセスメントの結果及び結果に基づく保護措置の内容等を職員に周知し、次のリスクアセスメント実施までの期間（最低3年間）保存する。ただし、国が指定するがん原性物質（以下、「がん原性物質」という。）については、保存期間を30年間とする。

第7 使用上の注意事項

- (1) 取扱者は、リスクアセスメントにより講じた保護措置により、化学薬品のばく露を最低限になるようにすること。
- (2) 許可薬品の取扱者は免許保有者のみとすること。
- (3) 使用場所においては、転倒、破損により内容物が流出し、有毒ガス等を発生するおそれのある化学薬品は、接触転倒を防止するため、間仕切りのあるトレイ等を使用すること。
- (4) 保護具を着用するときは、規程第8条に定める保護具着用管理責任者（以下、「保護具責任者」という。）の助言、指導を受けること。
- (5) 取扱者は、化学薬品の使用量及び残量を試薬管理システムに登録すること。
- (6) 取扱者は、国が定めるがん原性物質を取扱ったときは、その作業歴を記録して取扱責任者を通じて管理者に報告し、管理者はその記録を30年間保存すること。
- (7) 取扱者は、化学薬品を別容器に移し替えて使用、保管する場合は、その容器に化学薬品名、取扱者名及び作業開始年月日を表示すること。ただし、その日のうちの使い切りや、運搬のための小分けの場合は除外する。
- (8) 取扱者は、新たに合成し、製造した物質が化学薬品に該当する場合は、その容器にラベルの表示及びSDSを添付し、取扱責任者を通じて管理者に報告すること。

第8 保管上の注意事項

- (1) 保管場所は、防犯・防災上適切な場所にするとともに、施錠を適切に行うこと。
- (2) 保管場所は常に整理整頓し、事故の防止に努めること。
- (3) 許可薬品の保管場所は保管専用の金庫とし、保管が終了したときは、規程第8条に定める化学物質取扱責任者（以下、「取扱責任者」という。）を通じて規程第7条に定める化学物質管理者（以下、「管理者」という。）に報告すること。
- (4) 管理者は、毒物及び劇物の保管場所に「医薬用外」の文字、毒物においては赤字に白地をもって「毒物」の文字、劇物においては白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すること。
- (5) 管理者は、危険物の保管場所に「少量危険物貯蔵所」の文字を表示し、消防法で必要とされる事項を記載すること。
- (6) 冷蔵庫又は冷凍庫（以下「冷蔵庫等」という。）に保管する必要がある化学薬品については、専用ケースに入れて冷蔵庫等に保管することとする。
- (7) 転倒又は落下などの破損により、有害ガスの発生又は引火のおそれのある化学薬品の保管は、流出、飛散等がないように、間仕切りのあるコンテナ等に収納するか、ネット等で容器を保護し、保管場所の床や保管棚の下段に保管すること。

- (8) 化学薬品が、毒物、劇物、特定化学物質、有機溶剤、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質、危険物、農薬、除草剤及び許可薬品に該当する場合、保管場所は業務で使用する以外は施錠すること。

第9 掲示

管理責任者は、管理責任者氏名、管理者氏名、保護具着用管理責任者氏名を記した指名標識等を産総センターの見やすい箇所に掲示し、関係職員及び来所者に周知する。

第10 点検

- (1) 管理責任者は、化学薬品の管理、使用状況について次の事項に関して1年に1回以上点検を行う。
- 1) 保管場所の施錠の有無
 - 2) 保管場所及び周辺の整理整頓の状況
 - 3) 台帳の記録状況又は薬品管理システムへの入力状況
 - 4) 現物との照合
 - 5) 使用場所及び周辺の整理整頓の状況
 - 6) 使用場所での管理状況
- (2) 点検は、管理者、取扱責任者又は取扱者が立ち会う。
- (3) 検査で規程等への違反が確認された取扱者に対し、注意指導を行うとともに、所長に報告し、是正措置について再検査する。

第11 その他

化学薬品の取扱に関してこの要領に定めのない事項は、所長が別に定める。

附則

本要領は令和6年4月1日から施行する

別表第1

許可薬品

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に定める特定物質

「麻薬及び向精神薬取締法」に定める麻薬

「覚せい剤取締法」に定める覚醒剤及びその原料

「あへん法」に定めるけし、あへん、けしがら

「毒物及び劇物取締法」に定める特定物質

「労働安全衛生法」に定める製造禁止物質

様式第 1

所長	副所長		総務課長	化学物質 管理責任者	化学物質 管 理 者	化学物質 取扱責任者	主任

化学薬品（許可薬品）持込・使用届出書

年 月 日

下記の許可薬品について、持込・使用してよろしいか。

記

- 1 物質名
- 2 CAS 番号
- 3 対象法規（当てはまるものに○印）

	「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に定める特定物質
	「麻薬及び向精神薬取締法」に定める麻薬
	「覚せい剤取締法」に定める覚醒剤及びその原料
	「あへん法」に定めるけし、あへん、けしがら
	「毒物及び劇物取締法」に定める特定物質
	「労働安全衛生法」に定める製造禁止物質

- 4 購入、譲受先
- 5 用途
- 6 使用責任者氏名
- 7 使用責任者が保有している免許証等の名称
- 8 免許証等の登録番号
- 9 使用予定者指名
- 10 保管用金庫のある部屋
- 11 その他特記事項

様式第2

所長	副所長		総務課長	化学物質 管理責任者	化学物質 管 理 者	化学物質 取扱責任者	主任

化学薬品持出届出書

年 月 日

下記の化学薬品について、持出してよろしいか。

記

1 区分 使用 譲渡 提供

2 持出す化学薬品 別添のとおり

3 持出の理由

4 持出期間*1 年 月 日～ 年 月 日

(持出先で使用する場合の使用期間 年 月 日～ 年 月 日)

5 持出先

(譲渡又は提供する場合) 機関等名

担当者氏名

連絡先

6 その他特記事項

(別添)

持出す化学薬品

物質名*2、*3	形態*4	数・量、サイズ、容量*5	SDS 等*6	持出時及び使用時の安全対策*7	使用、譲渡、提供目的	使用時の保管場所

「化学薬品持出届出書」記入要領

- *1：持出期間は次の点に留意し、記入すること
 - ・業務のために真に必要な期間に限る。
 - ・年度をまたいだ持出期間にしないこと。
- *2：物質名は、化学名、慣用名を記入すること（商品名は避ける）。組成やドープ量等の異なる化学薬品は別々に記入すること（略称不可）。
- *3：使用過程において新たに物質が生成される場合は、生成物、中間体、副生成物についても記載すること。
- *4：形態は化学薬品の全体形状を記入すること。
- *5：数・量は、化学薬品の個数・一試料あたりの重量等を、サイズは、タテ×ヨコ×厚さ等（単位を付けること）、容量は容器の包装容量（グラム、ml）を記入すること。
- *6：「無害」を含めすべての化学薬品について、参照した SDS 等を必ず本届出書に添付し、○印を記入すること。化学薬品の SDS がない場合には主たる成分の SDS、或いは類似物質の SDS を添付し、その旨を記入すること。
- *7：安全対策は「無害」を除き全て記入すること。想定している作業についてリスクアセスメントを実施し、必要な安全対策を検討すること。

[その他]

ガスを用いる場合、配管及び除外装置等の安全対策について記した図面を併せて提出すること。

様式第 3

所長	副所長		総務課長	化学物質 管理責任者	化学物質 管 理 者	化学物質 取扱責任者	主任

化学薬品持出実績報告書

年 月 日

年 月 日付けで持出した化学薬品について、下記のとおり報告します。

- 1 区分 使用 譲渡 提供
- 2 (区分が使用の場合) 使用実績 別添 1 使用実績簿のとおり
(区分が譲渡、提供の場合) 受領書 別添 2 受領書のとおり
- 3 その他特記事項

様式第 2 (別添 1)

使用実績簿

物質名*1	形態*2	持出量*3	使用量*4	残量*5	残分の所への持込*6	事故等*7

「化学薬品持出実績報告書」記入要領

- *1：物質名は、化学薬品持出リストに記載のあるものとする。
- *2：形態は、化学薬品持出リストに記載のあるものとする。
- *3：持出量は、化学薬品持出リストに記載のあるものとする。
- *4：使用量は、使用場所で使用した量を記入すること。
- *5：残量＝持出量－使用量 とする。
- *6：「あり」又は「なし」で記入する。
- *7：「あり」又は「なし」で記入し、「あり」の場合は事故等の内容及び措置等をその他特記事項に記入すること。

様式第2（別添2）

受 領 書

年 月 日

岐阜県産業技術総合センター所長 様

譲渡・提供先
(機関名)
(担当者氏名)

年 月 日付で譲渡・提供された化学薬品は、下記のとおり受領しました。

記

1 譲渡・提供された化学薬品の物質名及び数量

物質名	数量	ラベル の有無	SDSの 有無	備考